

手引きページ	修正箇所	新	旧
38	38 名称	納税証明書（事業税）又は埼玉県税の納税情報の確認に関する同意書	納税証明書(事業税)
38	38 摘要	納税証明書は埼玉県の県税事務所が発行した直前1期分を提出 なお、埼玉県税の納税情報の確認に関する同意書の提出により、原則納税証明書の提出は省略可能	直前1期分(埼玉県の県税事務所が発行したもの)
40	5 納税証明書（3）	(3) 新規設立で最初の事業年度が終了しておらず、納税証明書を提出できない場合は、埼玉県の県税事務所へ提出した事業開始（設立）届の写し（受付印のあるもの又は電子申請をしたことがわかるもの）又は県税に関する証明書を提出してください。	(3) 新規設立で最初の事業年度が終了しておらず、納税証明書を提出できない場合は、埼玉県の県税事務所へ提出した事業開始（設立）届の写し（受付印のあるもの）を提出してください。
40	5 納税証明書（4）	削除	(4)納税後間もないため納税証明書を提出できない場合は、県税に関する証明（原本）（申請日前3か月以内に発行されたもの）を提出してください。
40	5 納税証明書（4）	(4) 申請者の納税情報を県が確認することについての同意書(埼玉県税の納税情報の確認に関する同意書)を提出することにより、原則として納税証明書の提出を省略することができます。 ただし、5（3）に該当する場合は、省略ができませんので、事業開始届の写し又は県税に関する証明の原本を提出してください。 なお、納税状況等が納税情報等確認システムで確認できない場合は、納税証明書の提出をお願いする場合があります。	—
59	②閲覧対象外書類（★印は個人事業主の場合は不要） 書類	次のいずれかを提出 ・納税証明書 【法人の場合】 法人事業税の納税証明書 【個人事業主の場合】 個人事業税の納税証明書 ・埼玉県税の納税情報の確認に関する同意書	【法人の場合】 法人事業税の納税証明書 【個人事業主の場合】 個人事業税の納税証明書
59	②閲覧対象外書類（★印は個人事業主の場合は不要） 摘要	納税証明書は埼玉県の県税事務所が発行した直近の事業年度に係るもの なお、埼玉県税の納税情報の確認に関する同意書の提出により、原則納税証明書の提出は省略可能 ただし、新規設立で最初の事業年度が終了していない場合は、事業開始届の写し(受付印のあるもの又は電子申請をしたことがわかるもの)又は県税に関する証明書を提出	埼玉県の県税事務所が発行した直近の事業年度に係るもの 納税証明書を取得できない場合は、県税に関する証明(原本)又は事業開始届(写し(受付印のあるもの))を提出
146	②変更届出書（決算報告）⑥	⑥納税証明書(事業税)又は埼玉県税の納税情報の確認に関する同意書	⑥納税証明書(事業税)
147	変更届出書（決算報告） 必要書類	□納税証明書又は埼玉県税の納税情報の確認に関する同意書	□納税証明書

手引きページ	修正箇所	新	旧
168	②閲覧対象外書類（★印は譲渡人が個人の場合は不要） 書類	次のいずれかを提出 ・納税証明書 【譲受人が法人の場合】 法人事業税の納税証明書 【譲受人が個人事業主の場合】 個人事業税の納税証明書 ・埼玉県税の納税情報の確認に関する同意書	【譲受人が法人の場合】 法人事業税の納税証明書 【譲受人が個人事業主の場合】 個人事業税の納税証明書
168	②閲覧対象外書類（★印は譲渡人が個人の場合は不要） 摘要	納税証明書は埼玉県の県税事務所が発行した直近の事業年度に係るもの なお、埼玉県税の納税情報の確認に関する同意書の提出により、原則納税証明書の提出は省略可能 ただし、新規設立で最初の事業年度が終了していない場合は、事業開始届の写し(受付印のあるもの又は電子申請をしたことがわかるもの)又は県税に関する証明書を提出	埼玉県の県税事務所が発行し、かつ、直近の事業年度に係るもの 納税証明書を取得できない場合は、県税に関する証明（原本）又は事業開始届(写し（受付印のあるもの））を提出
171	②閲覧対象外書類（★印は新設合併の場合は不要） 書類	次のいずれかを提出 ・法人事業税の納税証明書★ ・埼玉県税の納税情報の確認に関する同意書★	法人事業税の納税証明書★
171	②閲覧対象外書類（★印は新設合併の場合は不要） 摘要	納税証明書は埼玉県の県税事務所が発行した直近の事業年度に係るもの なお、埼玉県税の納税情報の確認に関する同意書の提出により、原則納税証明書の提出は省略可能 ただし、新規設立で最初の事業年度が終了していない場合は、事業開始届の写し(受付印のあるもの又は電子申請をしたことがわかるもの)又は県税に関する証明書を提出	埼玉県の県税事務所が発行し、かつ、直近の事業年度に係るもの 納税証明書を取得できない場合は、県税に関する証明（原本）又は事業開始届(写し（受付印のあるもの））を提出
174	②閲覧対象外書類（★印は新設分割の場合は不要） 書類	次のいずれかを提出 ・法人事業税の納税証明書★ ・埼玉県税の納税情報の確認に関する同意書★	法人事業税の納税証明書★
174	②閲覧対象外書類（★印は新設分割の場合は不要） 摘要	納税証明書は埼玉県の県税事務所が発行した直近の事業年度に係るもの なお、埼玉県税の納税情報の確認に関する同意書の提出により、原則納税証明書の提出は省略可能 ただし、新規設立で最初の事業年度が終了していない場合は、事業開始届の写し(受付印のあるもの又は電子申請をしたことがわかるもの)又は県税に関する証明書を提出	埼玉県の県税事務所が発行し、かつ、直近の事業年度に係るもの 納税証明書を取得できない場合は、県税に関する証明（原本）又は事業開始届(写し（受付印のあるもの））を提出
177	②閲覧対象外書類 書類	次のいずれかを提出 ・個人事業税の納税証明書 ・埼玉県税の納税情報の確認に関する同意書	個人事業税の納税証明書

手引きページ	修正箇所	新	旧
177	②閲覧対象外書類 摘要	納税証明書は埼玉県 の県税事務所が発行した直近の事業年度に係るもの なお、埼玉県税の納税情報の確認に関する同意書の提出により、原則納税証明書の提出は省略可能 ただし、新規設立で最初の事業年度が終了していない場合は、事業開始届の写し(受付印のあるもの又は電子申請をしたことがわかるもの)又は県税に関する証明書を提出	埼玉県 の県税事務所が発行し、かつ、直近の事業年度に係るもの 納税証明書を取得できない場合は、県税に関する証明（原本）又は事業開始届(写し（受付印のあるもの））を提出